

長崎県立大学の現執行部は懲戒処分を調査審議する前から、すでに処分ありきの学内措置を実施していたことが分かりました。

長崎県立大学(公立大学法人)は久木野教授の学内メールアドレスを使用不能とし、長崎県立大学ホームページから久木野教授の記載を全て削除したようです。

懲戒処分についての学内手続きが終わるより前に、つまり懲戒処分の判断を決める学内会議(教育研究評議会の議決がなされる前に)、すでに実質的処分ともいえる学内措置を大学事務局が実行していたことが明らかになったことで、長崎県立大学の行った一連の処分手続きが単なる形式・儀式だったということが確認されました。